

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 の検討結果について (案)

前回(第126回介護給付費分科会)の議論における主な意見について

- 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会における検討の経緯、及び給付対象として適切であるとされた福祉用具についての考え方・理由を示していただきたい。
- 特に、福祉用具の有効性、安全性の評価がどのようになされているのかを示していただきたい。
- 福祉用具の想定貸与費、想定される利用者の状態像・利用者数を示していただきたい。
- 著しく高額とならないよう、価格をある程度コントロールする仕組みが必要ではないか。

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

1. 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会について

【目的】

利用者や保険者等の意見・要望を踏まえ、新たな種目・種類の取り入れや、拡充等の検討のため、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を開催する。

【メンバー構成】

学識経験者、実務者、自治体の職員、事業者関係団体等

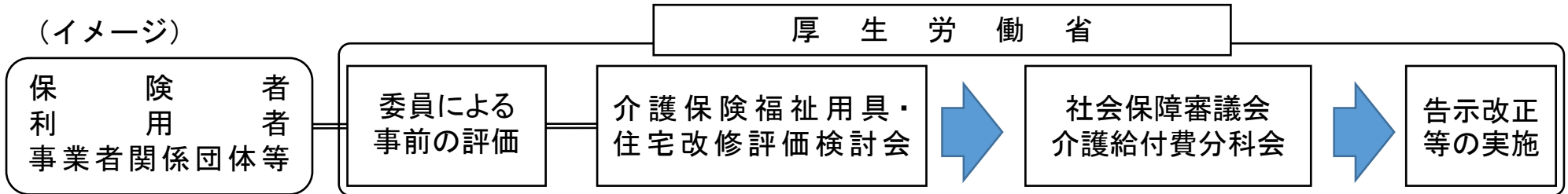
【検討事項】

- ・介護保険の給付対象となる福祉用具・住宅改修の新たな種目・種類の追加・拡充等についての妥当性や内容に関すること。
- ・その他、介護保険の福祉用具・住宅改修に関すること。

【検討の流れ】

- ① 保険者、関係団体等に対し、福祉用具や住宅改修の種目・種類の追加や拡充の要望について調査を実施。※要望は随時受付。
- ② ①において収集した要望について、構成員による「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」、「介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方」に基づいた事前の評価を踏まえ、種目・種類の追加・拡充等について議論。

(イメージ)



2. 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 構成員

(順不同・敬称略)

氏名	所属・役職	氏名	所属・役職
石田 光広	稲城市 副市長	助川 未枝保	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 常任理事
伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター 顧問	鈴木 恵子	ボランティアグループすずの会 代表
井上 剛伸	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 部長	藤江 正克	早稲田大学 教授
久留 善武	一般社団法人シルバーサービス振興会 企画部長	松雄 俊憲	名古屋市健康福祉局高齢福祉部部長
五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長	山内 繁	NPO法人支援技術開発機構理事長
相良 二郎	神戸芸術工科大学 教授	渡邊 慎一	一般社団法人日本作業療法士協会制度対策部福祉用具対策委員長

3. 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の結果

検討案件数は、平成27年4月～10月までに要望のあった福祉用具18件、住宅改修4件。これについて、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会を平成27年11月9日に開催した。また、平成28年3月4日に、機器の有効性、使用に当たっての安全性等について検討を行った。(検討の経緯及び結果については、P3～5のとおり)

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会における検討経緯

要望内容	概要
服薬支援ロボット(2件)	音声アナウンスとケースの点滅で服薬時間を知らせる機器
コミュニケーションロボット	音声認識技術を用いた対話機能を搭載した機器
浴槽用滑り止めマット	転倒の危険を回避するためのマット
防水シーツ	寝具の汚染防止用シーツ
見守り支援ロボット(2件)	呼出、徘徊、室温異常、点滴の終了、薬の飲み忘れなどをメールで報知する機器
認知症徘徊感知機器(3件)	発信機を所持する徘徊者らの搜索・発見を支援する機器
簡易浴槽	訪問理美容、訪問介護、家族による頭・手・足の洗浄器
移動用リフト	昇降用の座椅子。要介護1以下の者にも対象拡大
洋式トイレ用足置き台	和式トイレの姿勢が可能な便秘等の高齢者向け支援機器
歩行支援機器(2件)	コンピューターとモーターの駆動及び素材の反発力により歩行を誘導する支援機
転倒保護用支援機	転倒衝撃緩和、滑りにくさによる転倒のリスクを軽減できる畳
歩行器	上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止、及びつまずき等による急発進防止を自動制動等で行う歩行器
その他	頭痛・肩こり等を緩解する電位治療器

【検討結果】

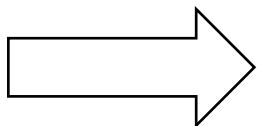
- ・歩行器は介護保険の給付対象の範囲に新たに追加することが適当であるとした。
- ・これ以外については、治療用等医療の観点から使用するもの、あるいは廉価で一般に市販されているものである等の観点から、給付対象外とした。

介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会における検討結果

介護保険の給付対象となる福祉用具貸与の内容及び取扱いの追加（予定）について

【福祉用具（貸与）】

種目・種類	内容	構成員からの意見等
「歩行器」	自動制御等により利用者の移動を補助する歩行器	<ul style="list-style-type: none">・歩行器を使わないと歩けないような方々は極めて転倒しやすい人なので、一般の歩行器に付加された自動制御等の機能により、転倒リスクを一定程度カバーしてくれることから、坂道での歩行を含め、外出支援に有効である。・有効性については、センサー及びモーターから成る自動制御等（上り坂でのアシスト、下り坂での制動等）の機能により、従来の歩行器と比べ、使用者の筋負担・動作負担の軽減が図られるとの第三者機関による臨床評価結果を確認した。・今までの歩行器よりも、自動制御等の機能がついている分安全性の面ではプラスである。・使用時に想定されるリスクのアセスメントが行われ、残留リスクに対する機器操作上の留意事項が洗い出されており、要介護者等をモニターとした使用感の評価が行われていることを確認した。・使用方法は従来の歩行器と変わらず、追加機能としてロボット技術を搭載しているため、新しいものを使用することに対する利用者の心配や抵抗感に対する配慮がなされていると認められる。



「歩行器」の範囲に新たに追加することが適当である。

自動制御等により利用者の移動を補助する歩行器の概要

【機器の概要】

- ・上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止、及びつまずき等による急発進防止の機能(自動制御等の機能)により利用者の移動を補助する歩行器。

【想定される利用者】

- ・麻痺、筋力低下、関節痛等により独歩が不安定な者
- ・つかまれば歩行可能な者
- ・外出しようとする者 等

【想定される貸与費】

約10,000円～約12,000円/月(メーカー想定)



イメージ図

(参考) 歩行器の利用件数/月：57.5万件 (介護給付費実態調査(平成27年11月審査分)より抜粋)

平均貸与費/月：3,320円 (福祉用具貸与の給付実績(平成27年10月分)より対象製品の加重平均を用いて算出)

(参考1)介護保険における福祉用具

【制度の概要】

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車いす(付属品含む) ・ 特殊寝台(付属品含む) ・ 床ずれ防止用具 ・ 体位変換器 ・ 手すり ・ スロープ ・ 歩行器 ・ 歩行補助つえ ・ 認知症老人徘徊感知機器 ・ 移動用リフト(つり具の部分を除く) ・ 自動排泄処理装置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 腰掛便座 ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品 ・ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト) ・ 簡易浴槽 ・ 移動用リフトのつり具の部分

【給付制度の概要】

① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。(要介護度等別の支給限度額の範囲内で他のサービスと組み合わせて保険給付)

② 販売

貸与になじまない性質のもの(他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの)は、福祉用具の購入費(年間10万円を限度)を保険給付の対象としている。

③ 現に要した費用の額による保険給付

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付(給付割合:原則9割)する仕組みとしている。

(参考2) 介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会提出資料(H10.8.24))

介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの
(例えば、平ベッド等は対象外)
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの
(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- 4 在宅で使用するもの
(例えば、特殊浴槽等は対象外)
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの
(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの
(一般的に低い価格のものは対象外)
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの
(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
 1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの (入浴・排泄関連用具)
 2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの (つり上げ式リフトのつり具)